

貴族院議員法學博士 下村 宏

自明治三十九年人口一萬に對する全國結核死亡
至昭和十三年

年次	肺結核	其の他結核	全結核
明治三十九年	一五・六	四・三	一九・八
同 四十年	一五・四	四・三	一九・七
同 四十一年	一五・五	四・五	二〇・〇
同 四十二年	一六・六	六・二	二二・八
同 四十三年	一六・四	六・〇	二二・四
同 四十四年	一五・七	五・八	二一・五
大正 元年	一五・八	六・一	二一・九
同 二年	一五・二	五・八	二一・〇
同 三年	一五・二	六・〇	二一・二
同 四年	一五・三	六・〇	二一・三
同 五年	一五・七	六・四	二二・一
同 六年	一五・七	六・五	二二・二
同 七年	一七・八	七・五	二五・三
同 八年	一六・六	七・〇	二三・六
同 九年	一五・六	六・八	二二・四
同 十年	一四・六	六・七	二一・三
同 十一年	一四・八	六・九	二一・七
同 十二年	一三・九	六・二	二〇・一
同 十三年	一三・四	五・九	一九・三
同 十四年	一三・七	五・七	一九・四
昭和 元年	一三・三	五・四	一八・七
同 二年	一四・〇	五・五	一九・五
同 三年	一三・八	五・四	一九・二
同 四年	一四・一	五・六	一九・七

同 五年	一三・四	五・二	一八・六
同 六年	一三・六	五・〇	一八・六
同 七年	一三・二	四・八	一八・〇
同 八年	一三・九	四・九	一八・八
同 九年	一四・二	五・一	一九・三
同 十年	一四・一	五・〇	一九・一
同 十一年	一五・三	五・四	二〇・七
同 十二年	一四・七	五・六	二〇・三
同 十三年	一四・九	五・七	二〇・六

備考

昭和八年以降の肺結核欄の計数は呼吸器(氣管及氣管支)の淋巴腺を
含む結核とす

厚生省主催國民優生大講演會の開催

厚生省豫防局では今第七十五回帝國議會の協贊を経て公布された國民優生法の主旨を徹底普及するを目的として、昭和十五年五月十七日神田一橋共立講堂に於て國民優生大講演會を開催した。其の講演題目及び講演者氏名を擧ぐれば次の如くである。

一、國民優生法に就て

厚生省豫防局長醫學博士 高野 六郎

一、國民體力と優生方策

公衆衛生院長醫學博士 林 春 雄

一、遺傳と人生

日本遺傳學會會長九州帝國大學農學部長農學博士 田 中 義 磨

一、戦争と國民優生

職員健康保險法並船員保險法の實施

昨昭和十四年第七十四回帝國議會の協贊を経た職員健康保險法並船員保險法は、其の後關係法令の公布も見、其の一部は既に施行せられてゐたが、昭和十五年六月一日よりいよいよ其の全部的實施を見るに到つた。兩法の施行は、工場、鑛山、交通及運輸關係の労働者を對象として昭和二年一月實施されたる健康保險法、土木建築關係労働者に關する同七年實施の労働者災害扶助責任保險法、並に農山漁村及中小獨立企業者に關する同十三年實施の國民健康保險法と併せて我が國社會保險制度に更に新分野を加へたるものであるのみならず、特に船員保險法に於ては養老年金制度等の劃期的部面を開拓せるものとして注目し値するものである。なほ健康保險の給付範圍を被保險者の世帯員にまで擴張することを主旨とせる第七十四回帝國議會協贊の健康保險法中改正法律も本年七月一日よりいよいよ實施の運びとなつた。

尚、參考の爲各種健康保險別の包容人員概數を擧ぐれば、健康保險は五百萬人、労働者災害扶助責任保險は約六十萬人、國民健康保險は百五十萬人(本年中に二百五十萬人に擴充の見込み)、職員健康保險は七十萬人、船員保險は十二萬人となつてゐる。

いま新實施の職員健康保險法及船員保險法の概要を掲ぐれば以下の如くである。(「法」は職員健康保險法又は船員保險法、「令」は職員健康保險施行令又は船員保險法施行令の略)

職員健康保險法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は事務所、商店等の被傭者の健康の保持増進を圖ると共に其の生活の安定に資せんが爲の制度で、被保險者は勿論、事業主及政府も其の經費を負擔する國家の社會政策的制度であり、疾病又は負傷の際の醫療費又は傷病手當金、分娩の際の分娩費或は出産手當金、死亡の際の埋葬料等を支給するを目的とせるものである。

被保險者中の主體たる強制被保險者は都市又は厚生大臣指定の町村にありて當時十人以上の使用人を使用する「法」定種類の事業所の使用人一年の報酬千二百圓以下の者である(「法」第十八條、「令」第八條)。この場合、團體加入の規定もあり事業主は被保險者となるべき者の半数以上の同意を得て厚生大臣の認可を求めることになる(「法」第十九條、第二十條)。また強制加入の必要のない者に於ても同様の團體加入は可能である(「法」第二十一條、第二十二條)。其の外、被保險者が退職其の他の理由によつて被保險者の資格を喪失せる場合更に一定期間内續いて被保險者となることもできる(「法」第二十七條)。

保險事業經營の主體である保險者は政府と職員健康保險組合とであるが、後者は事業主及其の事業所に使用せられる被保險者(當時三百人以上)を以て組織される法人格を有つ自治團體で、其の組合員たる被保險者の保險を管掌する。

保險事業に要する費用の負擔の中大體事務費に相當する額は國庫の負擔(「法」第七十三條)。保險料(標準

報酬月額額の千分の二十六)は事業主及被保險者が各二分の一宛を負擔する(「法」第七十五條)。但し前掲被保險者の資格喪失後に自ら續いて被保險者たる者は全額負擔(同上)、又少額所得(報酬月額十五圓未満)の被保險者に對しては事業主は二分の一以上を負擔する(「法」第七十六條、「令」第九十八條)。なほ被保險者が陸海軍に徵集又は召集せられたときは保險料は免除されることになつてゐる(「法」第七十六條)。

當保險制度の實體たる保險給付に就いては、疾病又は負傷の爲の療養費の支給は總費用の八割(「令」第七十六條)、支給期間は六月間である(「法」第七十八條第一項)。疾病又は負傷に關する保險給付は近い將來に於て被保險者の世帯員にも及ぶことになつてゐる(「法」第一條)。また被保險者が傷病に罹り療養の爲に勞務に服することの出来ない時は四月目(日給者に付ては十一月目)から勞務不能の期間報酬の五割に相當する金額を傷病手當金として支給される(「法」第四十九條)。支給期間の限度は三月(日給者は六月)である(「法」第五十條)。又、被保險者の死亡せる場合の埋葬料の支給は標準報酬月額の一月份に相當する金額(但し最低三十圓)であり(「法」第五十一條第一項)、被保險者の分娩せる場合の分娩費の支給は二十圓(「法」第五十二條)、分娩の日以前二十八日、分娩の日以後四十二日以内の休業に對しては標準報酬日額の五割に相當する金額を出産手當金として支給される(「法」第五十二條、「令」第八十二條)。

なほ本保險に於ては積極的豫防の趣旨を以て健康相談施設の擴充、保健衛生思想の涵養、榮養改善施設或は結核豫防施設の經營、體育施設等も行はれる筈であ

る(「法」第七十條)。

[參照]

職員健康保險法

- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業所ニシテ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村(以下指定町村トス)ニ在ルモノニ使用セラルル者ハ職員健康保險ノ被保險者トス
- 一 物ノ販賣ニ關スル事業
- 二 金融又ハ保險ニ關スル事業
- 三 物ノ保管又ハ貸貸ニ關スル事業
- 四 媒介周旋ニ關スル事業
- 五 集金、案内又ハ廣告ニ關スル事業
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項第一號乃至第五號ニ掲グル事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險ノ被保險者トセズ

- 一 第一項ニ規定スル者ヲ當時十人未滿使用スル事業所ニ使用セラルル者
- 二 健康保險ノ被保險者及健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得ル者
- 三 一年ノ報酬千二百圓ヲ超エル者
- 四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

船員保險法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は四面環海の我が國が一朝有事の際に補助海軍として必要とする優秀船舶と優秀船員の國家的保護を

主旨として成立せるもので、船員をして永く安んじて其の職に留まらしむる爲め船員の老後及廢疾に對する生計の保障を主眼とし、併せて其の疾病死亡等に對する經濟的保障を興ふるを目的とせるものである。右の如く老齡及廢疾に關する年金制度を其の中軸となし疾病保險的性質は寧ろ第二次的となす點に於て本法は從來の健康保險、前掲の職員健康保險等と趣を異にし、我が國社會保險制度としては正に劃期的なるものといふべきである。

本保險の保險者は政府であり（「法」第二條）、本法の對象とする主要な被保險者、即ち強制被保險者は船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員で本法施行地に船籍港を定むる船舶の乗組員である（「法」第十七條、「令」第十二條）。

本法に於ては疾病又は負傷に際しては療養の給付（「法」第二十八條）を爲すを第一とし、時に之に代へて療養費の給付を爲すこともある（「令」第二十三條、第二十四條）。療養給付の期間は六月間であるが、但し厚生大臣の指定する疾病（結核等）に對しては更に六ヶ月を加へて一年に及ぶ（「法」第三十二條）。療養中勞務不能の場合に其の期間支給せらるる傷病手當金の制度もあり、支給額は一日に付被保險者の資格喪失當時の標準報酬日額の百分の六十に相當する金額（「法」第三十條）、支給期間は六月間である（「法」第三十二條）。本法の中心たる養老年金に就いては、十五年以上被保險者たりし者が其の資格を喪失して後五十歳を超えた時、又は五十歳を超えて其の資格を喪失した時に、其の者の死亡に至る迄支給されるもので（「法」第三十四條）、支給額は、被保險者たりし期間十五年以上十六

年未滿に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものになる（「法」第三十五條）。この外、疾病又は負傷によつて惹起されたる廢疾者に對する廢疾年金及廢疾手當金の制度も設けられ（「法」第四十條）、廢疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものとなる。廢疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額となる（「法」第四十一條）。更に脫退手當金（「法」第四十六條）及び死亡手當金（「法」第五十條）の制度もあり、死亡手當金は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の三月分（最低百圓）となつてゐる。

尙、本制度運営上の必要經費の負擔は、國庫は療養給付及傷病手當金支給以外の保險給付に要する費用の五分の一、其の他の保險給付に要する費用は總て船舶業者と被保險者との折半である。保險料率は報酬年額千八百圓を超ゆる所謂高級船員（及資格喪失後任意繼續する者）に在つては其の標準報酬月額百圓に付六圓四十錢の割、其の他の被保險者に在つては同じく月額百圓に付八圓二十錢の割である。

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

の開催

明治三十六年五月大阪府に於て同府下社會事業關係者主唱の下に第一回全國慈善大會の開催せられたのが社會事業に關する全國的大會の初めであるが、第三回以降は財團法人中央社會事業協會の主催となり昭和十年までに會を重ねること八回に及んでゐる。本年開催せらるる第九回大會は皇紀二千六百年記念の意義深き大會であるのみならず、最近の各種社會事業の分化發達の趨勢に鑑みて其の協議方法に重要問題別綜合討議の様式を採擇するなど時勢に應ずる新機軸を見せてゐる。

尙、六月七日専門委員會に於て決定せる本大會開催に關する要綱を掲ぐれば次の如くである。

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

要綱

第一項 目的其他に關する事項

一、名稱 紀元二千六百年記念全國社會事業大會
 二、趣 旨 光輝ある紀元二千六百年に方り肇國立基の大精神を昂揚し社會事業報國の意圖を益々鞏固にし現下重大の時局に處して國策に即應する斯業萬全の方途を攻究し以て皇國の進運興隆と興亞の目的達成とに資せんとす。

三、會 期 昭和十五年十月十日（木曜）十一日（金曜）十二日（土曜）三日間

四、開催地 東京

五、會 場 總會々場を日比谷公會堂となし各部會の會場は左記候補箇所に就き交渉すること

協調會館、女子會館、芝公會堂、日本赤十字社、産業組合中央會、帝國教育會、日本青年館、青山會館

六、主 催 厚生省、財團法人中央社會事業協會